

マイナンバーカードと健康保険証の一体化等への対応について

1 概要

マイナンバーカードと健康保険証の一体化を定める法改正により、現行の健康保険証（以下、「保険証」という）の発行については、令和6年12月1日で終了し、12月2日から保険証はマイナンバーカードを基本とする仕組みに移行する。また、今後の板橋区国民健康保険（以下、「板橋区国保」という）では被保険者の利便性向上のため、資格確認書と高齢受給者証の一体化も検討していく。

2 マイナンバーカードと保険証の一体化

（１）一体化によって変わる主なもの

- 令和6年12月2日より、紙の保険証は廃止となり、保険証の新規発行は12月1日をもって終了する。
- 令和6年12月2日以降
 - ・ マイナンバーカードを保険証利用登録している場合は、マイナンバーカードを保険証として使用いただく。（以下、「マイナ保険証」という）
 - ・ 「マイナ保険証」を保有していない場合は、申請の必要なく「資格確認書」を交付する。
- 令和6年12月1日時点で有効な保険証が手元にある場合、板橋区国保の被保険者であれば最長で令和7年9月30日まで使用できる。※記載事項等に変更がない場合
- 紙の保険証の廃止に伴い、「短期被保険者証」（保険料滞納世帯に交付する短期間で有効期間を区切った保険証）の仕組みは廃止となる。
- 「被保険者資格証明書」の交付を受けている場合に特別療養費（被保険者が医療費の全額を一旦医療機関に支払い、後日、医療費の保険負担分を申請により償還払い）を支給していたが、紙の保険証の廃止に伴い、「被保険者資格証明書」の交付は「特別療養費の支給に関する事前通知」に代えて行う。
- 板橋区国保における「資格確認書」は、現行の紙の保険証と記載内容もほぼ同様に、カード型を予定しており、有効期間は2年間とする。

（２）マイナ保険証利用促進の取組

国・医療機関・保険者が一体として「マイナ保険証」の利用促進を図る中で、板橋区国保においては主に以下の取組みを行っている。

- 紙の保険証廃止に向けた周知として、10月末までに「加入者情報のお知らせ」の通知を加入者のいる全世帯の世帯主宛てに発送予定である。
- 上記のほか、広報いたばし、区ホームページ、納付書発送時などにおいても、「マイナ保険証」の利用促進や、令和6年12月2日以降でも現行の紙の保険証（有効期間内）または「資格確認書」を提示すれば今までどおり必要な保険医療を受けられることを周知していく。

3 高齢受給者証と資格確認書の一体化

- 医療機関を受診する際、「マイナ保険証」を使用すれば「高齢受給者証」を窓口で提示する必要はないが、「マイナ保険証」を保有していない場合は「資格確認書」とあわせて「高齢受給者証」を窓口で提示する必要がある。
- 令和8年8月を目途に、「高齢受給者証」は「資格確認書」との一体化を進めていく。
- 一体化にあたっては、「高齢受給者証」の自己負担割合の判定に合わせて有効期限・期間の調整を行う必要があるため、令和7年度に予定している「資格確認書」の更新は2年サイクルと異なる可能性がある。

4 添付資料

本資料の記述は「マイナンバーカードと健康保険証の一体化等への対応について」の主な内容であり、詳細については添付資料のとおりである。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化を定める法改正により、現行の健康保険証の発行については、令和6年12月1日で終了し、12月2日からはマイナ保険証を基本とする仕組みに移行する。また、今後は被保険者の利便性向上のため、資格確認書と高齢受給者証の一体化も検討していく。

1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化

(1) 一体化によって変わるもの

■ マイナ保険証とは？

- マイナ保険証とは、**健康保険証として利用登録したマイナンバーカード**のことをいう。
 - 健康保険証としての**利用登録は、マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関、薬局**に備付けの**顔認証付きカードリーダー**※1などから行うことができる。
- ※1 初めて受診する医療機関でも、顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができる。

■ マイナ保険証を使うメリット

- | | |
|---|---|
| <p>1 医療費を20円節約できる</p> | ● 紙の保険証よりも、被保険者の保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も安くなる。 |
| <p>2 より良い医療を受けることができる</p> | ● データ提供に同意すると過去の服薬情報や特定健診の結果に基づいた診察を受けられるようになるため、総合的な診断や重複投薬を避けた適切な処方等が受けられる。 |
| <p>3 手続き無しで高額医療の限度額を超える支払を免除</p> | ● 限度額適用認定証等が無くても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除される。 |

＊ デジタル化により医療現場で働く人の負担軽減できる。

■ 短期証等の廃止

- 現行の紙の保険証の廃止に伴い、**短期被保険者証の仕組みは廃止**となる。
- また、長期にわたる保険料滞納者に対する保険料の納付を促す取組として、**被保険者資格証明書の交付**を受けている場合に特別療養費（被保険者が医療費の全額を一旦医療機関に支払い、後日、医療費の保険負担分を申請により償還払い）を支給していたが、被保険者資格証明書の交付を**特別療養費の支給に変更する旨の事前通知に代えて行う**。
- 滞納の高額化を防ぐため、今後の滞納整理事務では、長期の滞納となる前に早期に納付相談や財産調査を徹底し、滞納世帯の積極的な状況把握に努め、納期内納付の実現を目指す。

令和6年12月2日から マイナンバーカードと健康保険証が一体化され、紙の保険証の新規発行が終了

マイナ保険証 利用登録を**している**人

① マイナ保険証

- マイナ保険証を医療機関や薬局の受付で顔認証付きカードリーダーの読み取り口に置くことで受付が始まる。画像の指示にして受付していく。



※経過措置

② 現行の紙の保険証

- 令和6年12月1日時点で手元にある有効な保険証
- 板橋区の国民健康保険に加入の被保険者は、**最長で令和7年9月30日まで使用**できる。
 - ただし、保険証の記載事項等に変更があった場合は使用できなくなる。

マイナ保険証 利用登録を**していない**人

③ 資格確認書

- ①マイナ保険証、②現行の紙の保険証のいずれも持っていない方には、本人の被保険者資格の情報などを記載した**資格確認書を交付**する。
- 板橋区の国民健康保険における資格確認書は、**現行の紙の保険証と記載内容もほぼ同様**で、カード型（材質、色サイクルも今までと同様）を予定している。

■ 資格確認書の交付について

- 令和6年12月2日以降、**マイナ保険証の利用登録をしていない以下に該当する方**には、資格確認書の**交付申請いただくことなく交付**する。
 - ✓ 新たに板橋区の国民健康保険に加入した方
 - ✓ 資格情報が変更になった方
 - ✓ 現行の紙の保険証が使えなくなった方（有効期限切れ含む）
- ただし、マイナ保険証の利用登録をしている場合でも、**マイナンバーカードを紛失した方** や、**介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなどマイナ保険証での受診が困難である場合は、申請いただくことで 資格確認書を交付**※2する。

資格確認書の交付申請は、現在はまだ受付けていない。受付時期が決まり次第、ホームページ等で周知を行う

※2

■ 今後の資格確認書等の更新

- 基本的に資格確認書等の有効期間は、**現行の紙の保険証と同様の2年間**とする。
- 令和7年9月末日までに予定している資格確認書等の更新では、**マイナ保険証利用登録している人には、「資格情報のお知らせ」（被保険者情報を知らせる書面）を送付**予定
- 現在、被保険者の利便性向上のため、**資格確認書と高齢受給者証の一体化を検討**している。一体化を行う場合には、高齢受給者証の自己負担割合の判定に合わせて有効期限・期間の調整を行う必要が生じることから、**令和8年8月を目途に期間の調整を行うため、これまでの2年サイクルと異なる可能性がある**。

(2) マイナ保険証利用促進の取組

■ 加入者情報の通知

● 現行の紙の保険証廃止に向けた周知

令和6年12月2日から、紙の保険証の新規発行が終了することについて、令和6年10月末日までに、板橋区の国民健康保険の加入世帯の世帯主宛てに次の内容を記載した通知を発送予定。

① マイナ保険証について

マイナンバーカードを保険証として使うメリットやその利用登録方法、受診の際のマイナ保険証の受付方法の周知。

② 医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーに関するお知らせ

健康保険証情報の紐づけ誤りに伴い実施された医療保険のデータベースに登録された加入者情報の点検作業が完了したことを受け、安心してマイナ保険証を利用いただけるよう、加入者情報とマイナンバーの下四ケタを通知する。

③ 12月2日以降(現行の紙の保険証廃止後)の医療機関等での受診方法

上記の受診時のマイナ保険証での受付方法のほか、現行の紙の保険証（有効期限内）や資格確認書でも、今まで通り必要な保険医療を受けられることを周知。

● 様々な加入者への配慮

「加入者情報の通知」を読み上げするための**音声コードの対応**や、**区ホームページに周知内容を掲載**することにより、様々な国の加入者に対する母国語での翻訳対応も行う予定。

令和6年10月下旬ごろ予定

■ 広報周知の取組

6月

● **令和6年度当初の納入通知書発付における周知(6月)**
加入者全世帯宛てに発送した納入通知書にチラシ及び「国保のしおり」を同封し、メリット、利用登録方法などを周知。

7月

● **区ホームページにおける周知ページ掲載(7月～)**
マイナ保険証利用のメリット、利用登録方法、受診時の受付方法などの新規ページを掲載。

8月

● **本庁舎設置の広告付ディスプレイ・モニターでの動画放映(8月～)**
厚生労働省及びデジタル庁が作成したマイナンバーカードの健康保険証利用促進に関する普及啓発動画を放映する。

9月

● **「広報 いたばし」への記事掲載(10月予定)**
加入者情報の通知に関するお知らせを掲載予定。そのほか、マイナ保険証の利用促進に関する記事を戸籍住民課・後期高齢医療制度課と合同で掲載予定。

10月

● **年度後半分の納付書送付時における周知(11月)**
年度後半分の納付書送付時に同封する「国保年金課からのお知らせ」にて周知予定。

11月

国・医療機関・保険者が一体としてマイナ保険証の利用促進を図るなかで、板橋区国民健康保険の保険者として、上記の取組を行っている。

2 高齢受給者証 と 資格確認書の 一体化

(1) 高齢受給者証一体化の経緯

- 被保険者の利便性向上の観点から、平成30年8月1日施行の国民健康保険法施行規則の改正により「被保険者証 兼 高齢受給者証」として一体化された様式が追加された。
- 上記の一体化について東京都国民健康保険連携会議実務者会議にて協議され、オンライン資格確認システムの実施状況を勘案して、令和3年度の健康保険証更新に向けて検討することとなった。（システム改修業務体制、郵便局の処理能力の懸念等が課題とされた）
- その後、健康保険証廃止の法改正が決定し、資格確認書に変わることから、平成30年の施行規則改正の趣旨に鑑み、高齢受給者証と資格確認書の一体化を進める方針で東京都の標準例が令和6年3月に発出された。

令和8年8月を目途に一体化

(2) 令和7年度の 資格確認書の更新

- 一体化を行う場合には、高齢受給者証の自己負担割合の判定に合わせて有効期限・期間の調整を行う必要が生じることから、**令和8年8月を目途に期間の調整を行うため、これまでの2年サイクルと異なる可能性がある。**
- **70歳～74歳の高齢受給者証の対象者**は、毎年度8月1日を基準日として一部負担金の判定を要するため、**資格確認書の有効期間は最大1年間**となる。

■ マイナ保険証利用の関連情報

① 板橋区国民健康保険における利用登録状況・利用状況

	板橋区	全国
マイナ保険証の利用登録状況	46.56%（板橋区国保）	58.77%※
マイナ保険証の利用状況	9.09%（板橋区国保）	8.36%
医療機関での オンライン資格確認システム導入状況	87.2%	90.7%

※集計時点等が異なる参考数値です。

② 保険証利用登録方法・マイナ保険証の使い方に関する情報

保険証利用登録方法、マイナ保険証による受診方法やメリットなどについて、厚生労働省のホームページで紹介しているページは以下の通り。

国民向けマイナンバーカードの利用案内サイト

Q 検索



マイナンバーカードの健康保険証利用について

Q 検索



③ マイナ保険証の利用登録解除について

マイナ保険証利用登録の解除を希望する場合、加入する保険者（板橋区国保）に申請することにより、利用登録の解除が可能となる。

※利用登録解除申請は、現在はまだ受付けていない。受付時期が決まり次第、ホームページ等で周知を行う。